

福岡市みどり経営基本方針

～みどりの資産価値の向上を目指して～

平成28年3月

— CONTENTS —

1. はじめに：方針策定にあたって	1
(1) 方針策定の背景・目的	1
(2) 経営基本方針の位置づけ	1
(3) みどり資産の定義	3
2. みどりを取り巻く状況とみどり経営の必要性	4
(1) これまでのみどり行政の歩み	4
(2) 福岡市の上位計画・関連計画	8
(3) 国の動向	15
(4) みどり経営の必要性と新たな視点	16
3. みどり経営を進めるにあたっての課題	17
4. みどり経営の基本理念	26
(1) みどり経営とは（基本理念）	26
(2) みどりの資産価値の向上とは	28
(3) みどり資産の分類と望ましい将来像	30
5. みどり経営の施策展開	34
(1) みどり経営の3つの視点における施策	34
(2) みどり経営を推進する体制づくり	49
6. みどり資産の分類毎の将来像実現に向けて	51

1.はじめに：方針策定にあたって

(1)方針策定の背景・目的

福岡市は公園や街路樹，市有特別緑地保全地区等について，昭和33年制定の「福岡市公園条例」，昭和49年制定の「福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例」，計画としては，昭和52年策定の「福岡市緑地保全・緑化推進基本計画」，平成11年2月策定の「福岡市緑の基本計画」，平成21年5月策定の「福岡市新・緑の基本計画」等に基づき，都市に必要な環境基盤として整備・管理をおこなってきた。これらにより福岡市のみどりは，都市住民の憩いの場，多様なレクリエーションの場，災害発生時の避難地や避難路，美しい風景・景観の形成，生き物の生息・生育の場等として，一定の役割を果たしてきた。

しかしながら，近年の少子高齢化や市民ニーズの多様化，さらには公園等の施設・設備の老朽化や予算の縮減などにより，市民ニーズに対して十分なサービスが提供できていないことが大きな課題となってきた。

今後，限られた財源の中で，上述の課題に的確に対応することが求められており，そのためには，みどりを「創る・守る」中心であったこれまでの観点に，「活かし，育てる」という新たな観点を加えることにより，公園や街路樹，特別緑地保全地区等を「資産」として捉え，その価値を向上させていくこと，すなわち「資産」を『経営』していく必要がある。

この「福岡しみどり経営基本方針」は，みどりの資産価値を向上させるための，経営的視点の必要性やその考え方を示すとともに，今後のみどり経営のあり方と具体的事業を示し，福岡市の目指す「生活の質の向上」と「都市の成長」の好循環の創出に繋げていくことを目的とする。

(2)経営基本方針の位置づけ

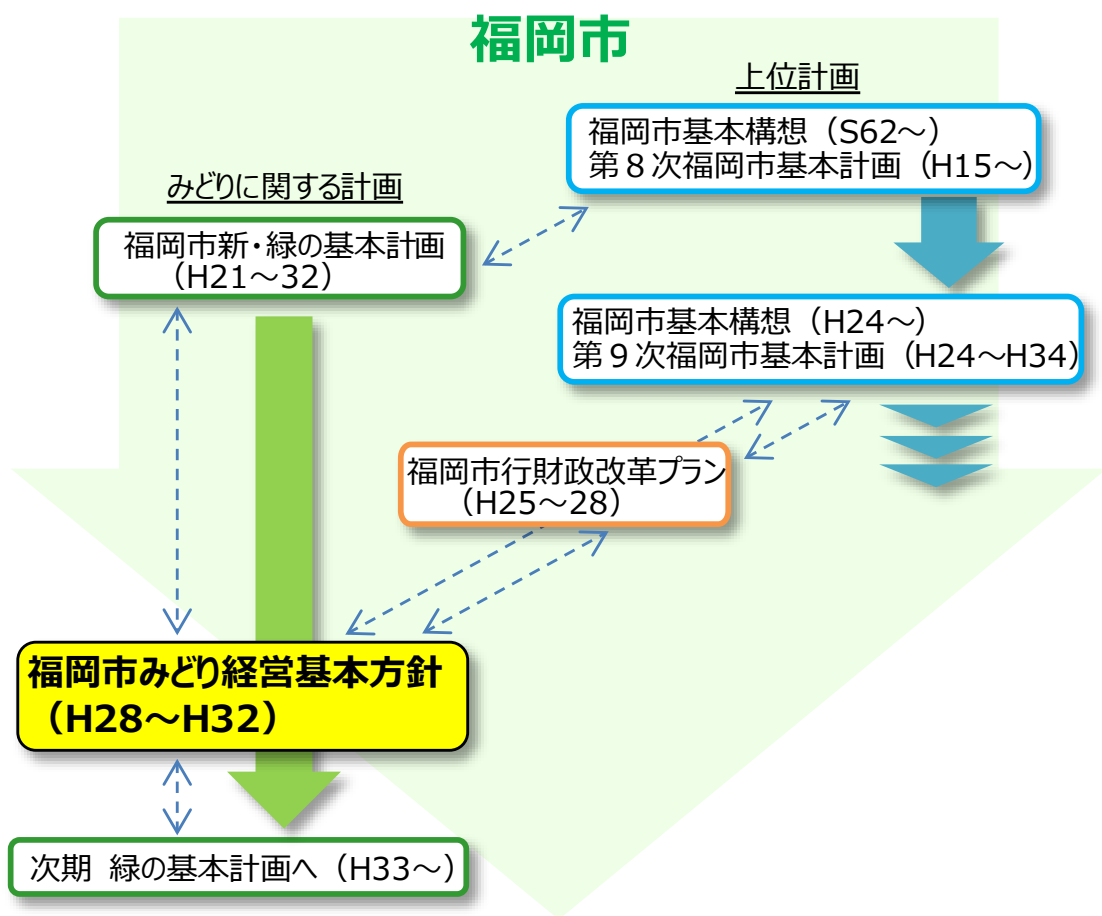
「福岡市新・緑の基本計画」は，都市公園の整備や特別緑地保全地区の指定など都市計画法に基づく諸制度の活用のみならず，道路，河川，港湾，学校等の公共公益施設の緑化，市民や企業などの民有地における緑地の保全や緑化，さらに緑化意識の普及啓発などソフト面の施策も含めた，都市のみどり全般に関する総合計画であり，平成21年に策定し，平成32年を目標年次としている。

一方で「福岡市新・緑の基本計画」策定以降，上位計画である「福岡市基本構想・基本計画」を平成24年に見直し，さらには平成25年に「行財政改革プラン」を策定し，都市経営の基本戦略として，「生活の質の向上」と「都市の成長」の好循環をつくって

いくため、「市民の納得と共感」や「健全な財政運営」，「チャレンジする組織改革」の取り組みを進めているところである。

本方針は，このような背景の下，次期「緑の基本計画」策定までの間，みどり行政についてもこれらの取り組みを進めるために，「福岡市新・緑の基本計画」に記載の施策の中でも，特に経営的視点に重要な項目を抽出・補強・再編し，基本的な方向性を示すものである（図表1）。なお，経営的視点については，本方針のみならず，次期「緑の基本計画」においても受け継いでいくべきものである。

図表1 経営基本方針の位置づけ



(3) みどり資産の定義

本方針では、住宅都市局が所管する「都市公園」「市有特別緑地保全地区」「街路樹」を「みどり」と定義し、これらが持つ価値を合わせて「みどり資産」と定義する。

2. みどりを取り巻く状況とみどり経営の必要性

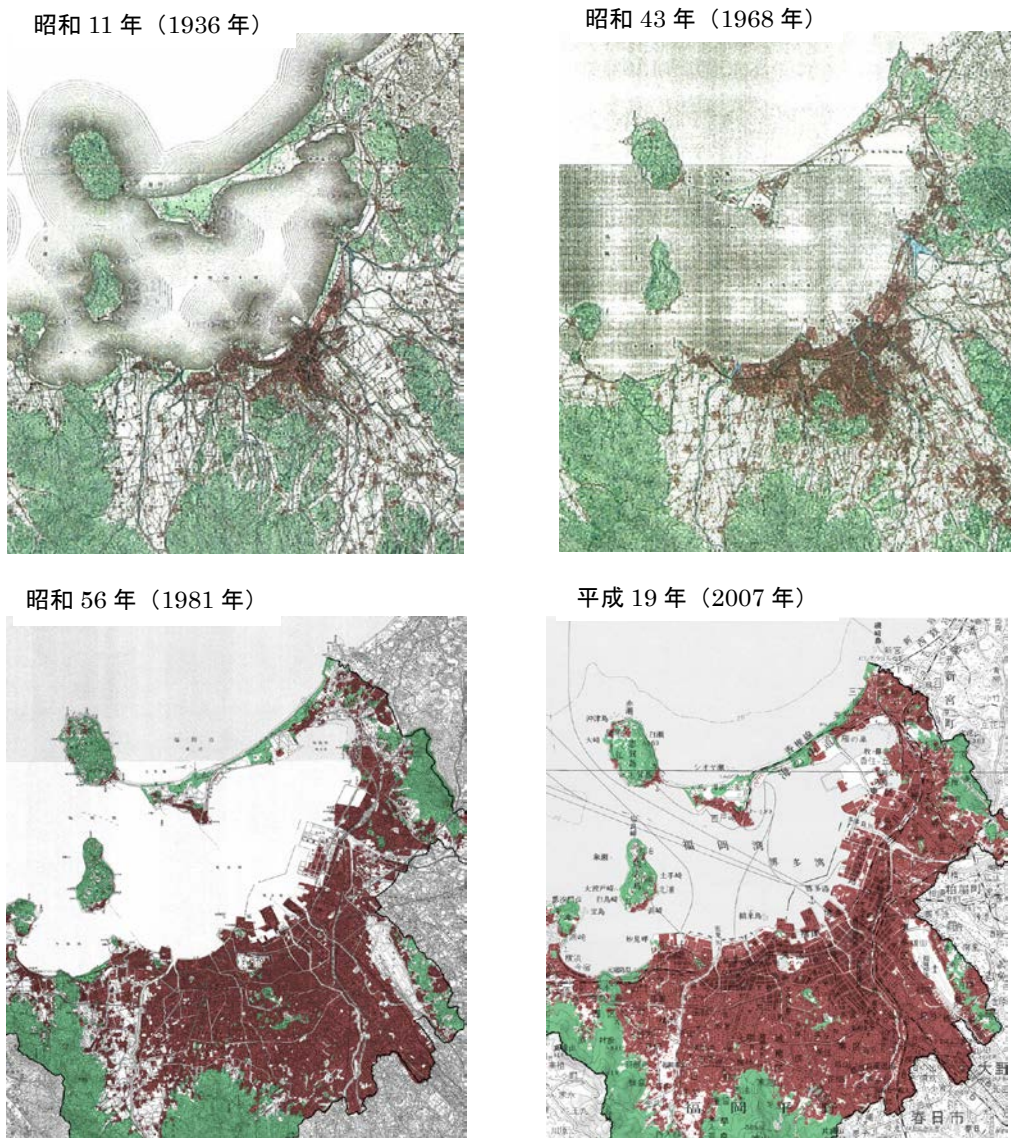
(1) これまでのみどり行政の歩み

■ 市街化の進展により多くのみどりが失われた昭和 50～60 年代

戦前までの福岡市は、古くからの商人の町博多部と城下町福岡部を中心として、東は箱崎、西は西新・姪浜、南は住吉・鳥飼あたりまで広がる市街地を形成し、その周囲には、広大な農地が広がっていた。

高度経済成長期を迎えた昭和 30 年頃から、それまでの市街地の外側に宅地開発が進み、森林や農地が次々に姿を消し、特に昭和 50 年から 60 年にかけて、市中央部の丘陵地の樹林帯や、空港の東側の丘陵地の樹林帯、立花山から奈多の海岸や多々良川につながっていた樹林帯が失われている。（図表 2）

図表 2 福岡市の市街地と森林の推移（福岡市新・緑の基本計画より）



その間も、昭和32年の都市公園法の制定以降、福岡市においては、昭和49年に「福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例」を制定し、昭和52年には「福岡市緑地保全・緑化推進基本計画」を策定するなど、公園や街路樹の整備、緑地の保全に精力的に取り組んできた。

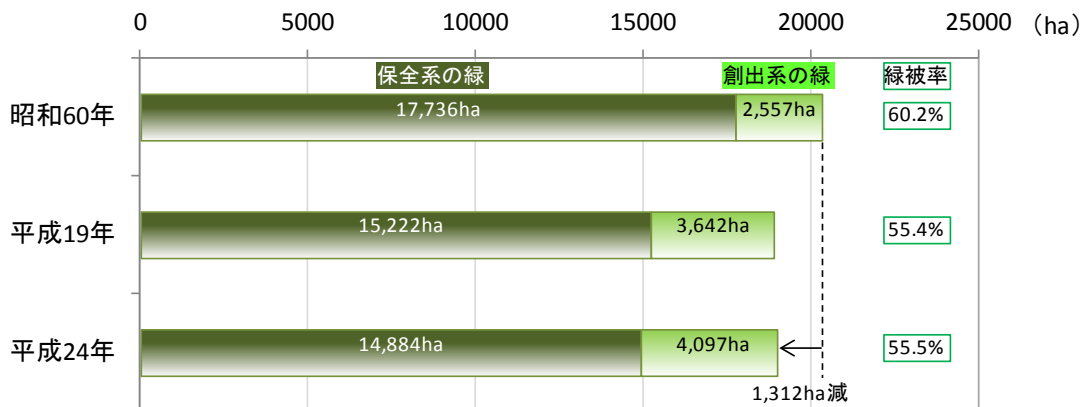
■創出系の緑により、保全系の緑の減少を代替してきたみどり行政

宅地化などにより、昭和60年以降平成24年までの27年間で、全市域における森林や農地などの保全系の緑の面積（緑被面積）は、17,736haから14,884haへと2,852ha（16.1%）減少している。

その一方で、みどり行政の取り組みにより、公園・緑地等をはじめ、街路樹、公共施設の緑、住宅地等の私有地の緑などの「創出系の緑」は、27年間で2,557haから4,097haへ1,540ha（60.2%）増と着実に増加させてきた。

しかし、創出系の緑の増加量より、保全系の緑の減少する速度は早く、市全域の緑の総量は1,312ha減少している。緑被率（全体面積に占める緑被面積の割合）も60.2%から55.5%に減少している状況である。（図表3）

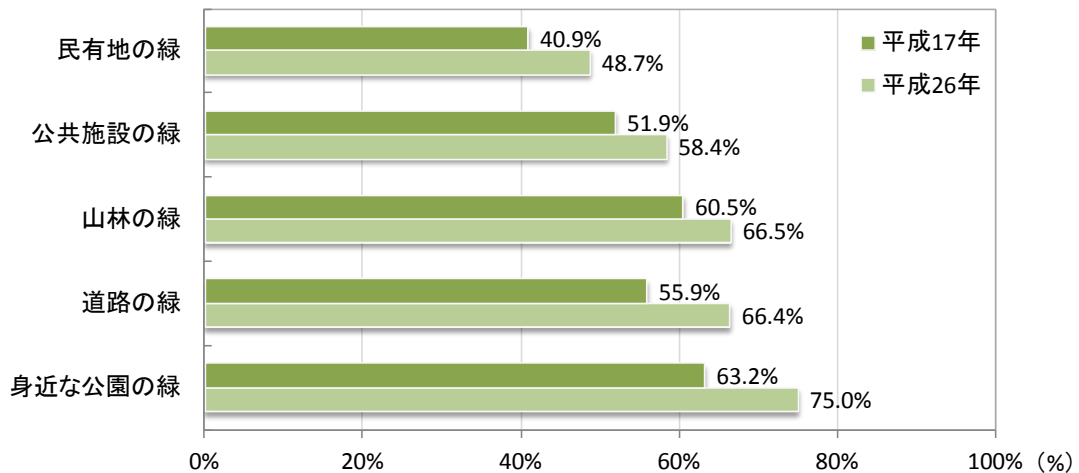
図表3 みどりの量の変遷（昭和60年～平成24年）



■みどりに関する市民の意識

市民のみどりに対する満足度は向上している。平成 26 年度に実施した第 9 次福岡市基本計画の成果指標に関する意識調査の結果から、「5 年前と比較して緑が豊かになったと思う市民の割合」は、平成 17 年から平成 26 年の 9 年間で 29.7%から 31.3%へと増加している。また、身近な公園の緑に対する肯定評価は市民の 75.0%と高い水準を示しており、その割合は増加傾向にある。（図表 4）

図表 4 市民のみどりに対する肯定評価の変化（平成 19 年度と平成 26 年度）



出典：平成 26 年度第9次福岡市基本計画の成果指標に関する意識調査報告書

■参考 福岡市新・緑の基本計画（平成 21 年 5 月策定）

「福岡市新・緑の基本計画」は、都市緑地法第 4 条に規定された「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」に相当し、都市公園の整備や特別緑地保全地区の指定など都市計画法に基づく諸制度の活用のみならず、道路、河川、港湾、学校等の公共公益施設の緑化、市民や企業などの民有地における緑地の保全や緑化、さらに緑化意識の普及啓発などソフト面の施策も含めた、都市の「緑」全般に関する幅広い総合計画として策定された。

行政自身の取り組み方針を示すとともに、緑のまちづくりにおける市民、企業、NPO など各主体の役割がより発揮されるための方針や施策を示している。

【福岡市新・緑の基本計画の基本理念】

風格ある 緑豊かな 環境共生都市・福岡をめざして
～市民・地域・企業とともに～

【福岡市新・緑の基本計画期間における緑の目標値（平成 19 年→平成 32 年）】

《総括目標》

▽全市域における緑の面積 18,864ha ⇒ 18,864ha(緑の総量を維持)

うち、永続性のある緑^{※1}の面積 10,809ha ⇒ 11,549ha

うち、永続性のある樹林地 6,642ha ⇒ 7,205ha

道路の緑 110ha ⇒ 111ha

公園緑地等 1,533ha ⇒ 1,683ha

▽市内の緑による二酸化炭素吸収量，屋上緑化による二酸化炭素排出削減量

<吸収量> 約 79,740ton-CO2/年 ⇒ 約 87,380ton-CO2/年

<削減量> 約 20～100ton-CO2/年 ⇒ 約 80～380ton-CO2/年

▽身近な地域において緑が豊かであると感じている市民の割合 24.1%⇒55%

※1 永続性のある緑とは、法令により土地利用転換が規制されている緑地、公的機関かそれに準ずる団体が所有または借地している公園緑地や施設の緑、その他法令による位置づけがある緑

【計画推進の基本方向】

▽ 『骨格』森の緑地環，緑の腕，博多湾水際帯を守り，つなぐ

▽ 『結ぶ』山すそから海辺まで緑の水脈と緑のみちで結ぶ

▽ 『拠点』九州・アジア新時代の交流拠点にふさわしい個性と風格を，緑と歴史でつくる

▽ 『身近』心を癒し身近な生活に潤いをもたらす緑をつくる

▽ 『安全・安心』福岡県西方沖地震等を教訓に，安全・安心を支える緑をつくる

▽ 『共働』市民・企業による主体的な緑のまちづくりを支える

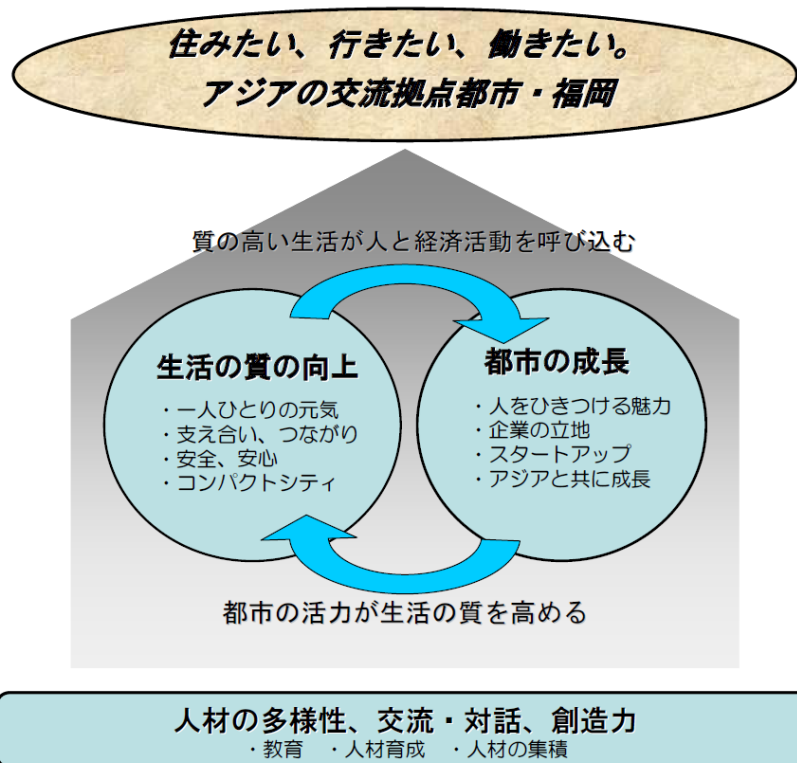
(2) 福岡市の上位計画・関連計画

■ 第9次福岡市基本計画（平成24年12月策定）

「第9次福岡市基本計画」は、福岡市基本構想に掲げる4つの都市像の実現に向けた方向性を、まちづくりの目標や施策として総合的・体系的に示した10年間の長期計画である。

【都市経営の基本戦略】

- (1) 生活の質の向上と都市の成長の好循環を創り出す
- (2) 福岡都市圏全体として発展し、広域的な役割を担う



■ 福岡市の現状と課題

人口

- 福岡市の人口は、2010年（平成22年）の国勢調査で約146万4千人であり、前回調査時点の2005年（平成17年）と比較して、4.5%増加している。
- 65歳以上人口は総人口の17.6%と、前回より2.2ポイント上昇しており、高齢化が一段と進んでいる。
- 今後減少していくことが見込まれる日本全国や九州などと異なり、福岡市の人口は、転入超過による社会増が続くことなどから、2035年（平成47年）頃まで約20年の間、増加が見込まれ、2030年（平成42年）には160万人を

超える見込みである。

- 年齢区分別では、生産年齢人口（15歳～64歳）は、全国的には既に減少している中、2030年（平成42年）頃まではほぼ横ばいで推移し、その後、徐々に減少に向かう。また、年少人口（0～14歳）は2005年（平成17年）頃から増加しているが、2020年（平成32年）頃をピークに減少に向かう。一方で、老年人口（65歳以上）は継続して増加し、2040年（平成52年）には全体の31%に達する。

高齢化・コミュニティ

- 小学校区単位などでみると、急速な高齢化や人口減少が課題となっている地域があり、全市でも今後は急速に高齢化が進む。
- 福岡市の世帯数は一貫して増加が続き、2020年（平成32年）頃には、単独世帯数が2人以上世帯数を超え、特に高齢者の単独世帯数の増加が顕著となる見込みである。世帯あたり平均人員が低下することで、暮らしやコミュニティのあり方が変わり、医療や介護などにおける家族が果たしてきた機能の低下や、地域社会との関係の希薄化などの課題が生じている。
- 若者が多いまちといわれていたが、近年では、若者が減少している。

環境・まちづくり

- 人口が2035年（平成47年）頃にはピークを迎えることが見込まれるため、人口が減少することを踏まえた効率的な社会資本整備・更新を行う必要がある。

財政状況

- 福岡市の2012年度（平成24年度）当初予算は、全会計の総額で1兆8,417億円である。
- 現行制度・現状推移を前提として、財政の大まかな姿を見通した場合、市税収入などの一般財源総額の大幅な伸びが期待できない。
- 社会保障関係費や公共施設などの老朽化に対応するための維持保全・長寿命化に係る経費の増加が続くことから、経常的な経費は全体として右肩上がりが増加し、このままでは重要事業の推進や新たな課題への対応のために使える財源が大幅に減少していく見込みである。
- 市債残高は、近年の市債発行抑制の取り組みにより、2004年度（平成16年度）のピークから2,400億円程度減少しているが、7年間で9%程度の減少にとどまっており、市債残高の縮減には中長期的な取り組みが必要である。

■ 第9次福岡市基本計画における取り組み

第9次福岡市基本計画では、上述の都市基盤整備の課題に対し、福岡市基本構想で示す4つの都市像の実現に向けた、以下の8つの目標およびこれに伴う施策を設定し、実現に向けた取り組みを進めている。

【第9次福岡市基本計画における8つの目標】

基本構想		基本計画	
4つの将来像	○自律した市民が支え合い心豊かに生きる都市 ○自然と共生する持続可能で生活の質の高い都市	目標 1	一人ひとりが心豊かに暮らし、元気に輝いている
		目標 2	さまざまな支え合いとつながりができている
		目標 3	安全・安心で良好な生活環境が確保されている
		目標 4	人と地球にやさしい、持続可能な都市が構築されている
	○海に育まれた歴史と文化の魅力が人をひきつける都市 ○活力と存在感に満ちたアジアの拠点都市	目標 5	磨かれた魅力に、さまざまな人がひきつけられている
		目標 6	経済活動が活発で、たくさんの働く場が生まれている
		目標 7	創造的活動が活発で、多様な人材が新しい価値を生み出している
		目標 8	国際競争力を有し、アジアのモデル都市となっている

【計画推進にあたっての基本的な考え方】

行政運営の基本的な考え方	
①	市民との共働の推進
②	持続可能な行財政運営
③	時代に合った柔軟で果敢にチャレンジする組織づくり
④	ICT(情報通信技術)の利活用の推進
⑤	広域的な連携の推進

■ 行財政改革プラン（平成 25 年 6 月策定）

福岡市では、「行財政改革プラン（計画期間：平成 25～28 年度）」を平成 25 年 6 月に策定し、限られた経営資源を有効に活用し、効果的・効率的な事業展開を図るため、施策・事業のさらなる選択と集中と、行政運営の仕組み・手法等の見直しを積極的に進めている。

■ 行財政改革の観点からみた課題

財政の見直し

- 消費税率の引き上げに伴う地方消費税交付金の増加により、一般財源の緩やかな伸びは見込まれるものの、一方で今後、社会保障関係費や、公共施設等の老朽化に対応するための維持保全・長寿命化のための経費の増加などにより、一般財源の伸びを上回る経費の伸びが見込まれるため、このままでは重要事業の推進や新たな課題への対応のために使える財源は減少する見込み
 - 大幅な伸びが見込めない一般財源
 - 伸び続ける社会保障関係費
 - 公共施設等の維持保全・長寿命化にかかる経費の増加
 - 退職者の増加によりピークを迎える人件費
 - 高止まりを続ける公債費
 - 重要施策の推進や新たな課題に対応するために使える財源の減少

質的な改革の必要性

- これまでの職員削減の結果、組織力の低下が懸念される一方で、厳しい財政状況を踏まえつつ、社会経済情勢や市民ニーズに的確かつ迅速に対応するため、組織力の最大化をめざす改革が必要
- 限りある経営資源をより効果的・効率的に活用するために、より一層、下記のような課題を解消する「質的な改革」に取り組むことが必要
 - 市民に必要な情報の確実な伝達
 - 区役所など、より身近な場所での利便性向上
 - 局区長の権限や裁量の拡充
 - 予算編成（財源の配分）等に活用される行政評価制度
 - 職務に必要な専門能力の向上
 - 仕事に対するモチベーションの向上
 - 管理監督者のマネジメント力の向上
 - 市の方針や幹部職員の考えの浸透

■ 行財政改革プランにおける取り組み

【行財政改革プランにおける13の推進項目】

[取組 1] 市民の納得と共感	① 市民との情報受発信と対話の推進
	② 行政手続きの利便性向上
	③ 市民との共働
[取組 2] 健全な財政運営	④ 歳入の積極的な確保
	⑤ 行政運営の効率化
	⑥ 役割分担, 関与の見直し
	⑦ 行政サービスの見直し
	⑧ 公共施設等の見直し
	⑨ 市債残高の縮減, 市債発行の抑制
[取組 3] チャレンジする組織改革	⑩ ガバナンス改革
	⑪ 業務改善イノベーション
	⑫ 人材育成・活性化
	⑬ コンプライアンスの推進

■ その他の関連計画等

上位計画のみならず、みどり以外の分野においても、福岡市新・緑の基本計画（平成21年5月）策定以降、みどり行政を進めるにあたって、関連する新たな方向性が示されており、これらの内容を踏まえて施策を推進する必要がある。

■ 地域のまち・絆づくり検討委員会提言（市民局 平成27年10月提言）

市民局では、地域のまち・絆づくり検討委員会の提言「絆をつむぐまち“ふくおか” 魅力と笑顔にあふれる地域を未来へ」を受け、自治協議会を中心として、様々な主体が地域の未来を共に創り出す取り組みを進めることとしている。

【地域のまち・絆づくり検討委員会提言における地域の目指す姿と取り組みの方向性】

▽ 魅力に溢れるまちづくりが進められている（魅力づくり）

地域の魅力や特性を地域住民が共有し、幅広い多くの地域住民の参画により、目標を共有し、楽しくまちづくりに取り組む。

▽ 顔の見える関係づくりが進められている（絆づくり）

自治会・町内会など小さなコミュニティを大切にし、見守りや防災に繋がるような、住民相互の顔の見える関係づくりに取り組む。

▽ 様々な担い手が生まれ、関わっている（担い手づくり）

担い手の負担を軽減するとともに、人材の発掘・育成、企業や事業者、NPOなど様々な主体の参画を図ることで担い手づくりに取り組む。

■福岡市保健福祉総合計画（保健福祉局 平成 28 年 6 月策定予定）

保健福祉局では、福岡市保健福祉総合計画を策定予定であり、将来、確実に到来する「人口急減・超高齢社会」というこれまでに福岡市が経験したことがない状況を克服して行くために、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を進めるための施策の方向性を次のとおり定めている。

【保健福祉総合計画における 3 つの方向性】

▽ 自立の促進と支援（施策の方向性 1）

市民一人ひとりが、社会を構成する一員として、自ら主体的に社会参加活動や健康づくり活動に取り組めるよう、また、市民の健康づくりを支える民間活動が活性化するよう、社会全体で支援に取り組みます。

▽ 地域で生活できる仕組みづくり（施策の方向性 2）

地域での見守り活動の充実を図るなど、いつまでも誰もが自信と誇りを持って住み慣れた地域で生活できる環境を整えるため、様々な形で住民同士が助け合い・支え合い活動に参画できる仕組みづくりを進めます。

▽ 安心・安全のための社会環境整備（施策の方向性 3）

高齢者や障がいのある人も、地域で誰もが当たり前で暮らせるように、ユニバーサルデザインの理念に基づき、ソフト・ハードの両面からバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図るなど、安全・安心な生活を送るための社会環境を整備します。

(3) 国の動向

■ 新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会

中間とりまとめ（平成 27 年 10 月公表）

緑の中でも特に都市公園等については、ある程度のストックが蓄積された一方で、老朽化施設等の計画的かつ適切な維持管理や財政制約が深刻化する状況の中で、国土交通省では、「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」を組織し、新たな時代の都市をつくる緑とオープンスペースの基本的な考え方について整理を行っている。

【中間とりまとめ概要】

社会が成熟化し、市民の価値観も多様化する中、都市基盤も一定程度蓄積されたステージにおいて、緑とオープンスペースは、**市民のクオリティ・オブ・ライフの向上、地域コミュニティの強化、持続可能で魅力あふれる高質都市の形成**に向け、持てるポテンシャルを最大限に発揮すべき

新たなステージで重視すべき観点

1. ストック効果※2をより高める
2. 民間との連携を加速する
3. 都市公園を一層柔軟に使いこなす

基本的考え方(1) 新たな時代の都市を支える緑とオープンスペースの戦略的な確保・活用

基本的考え方(2) まちの個性、市民の力を引き出すための都市公園の多機能性の発揮

基本的考え方(3) 幅広い主体との協働により質を向上させていく仕組みの構築

※2 ストック効果とは、整備された社会資本が機能することによって、整備直後から継続的に中長期間にわたり得られる効果のことである。

(4)みどり経営の必要性和新たな視点

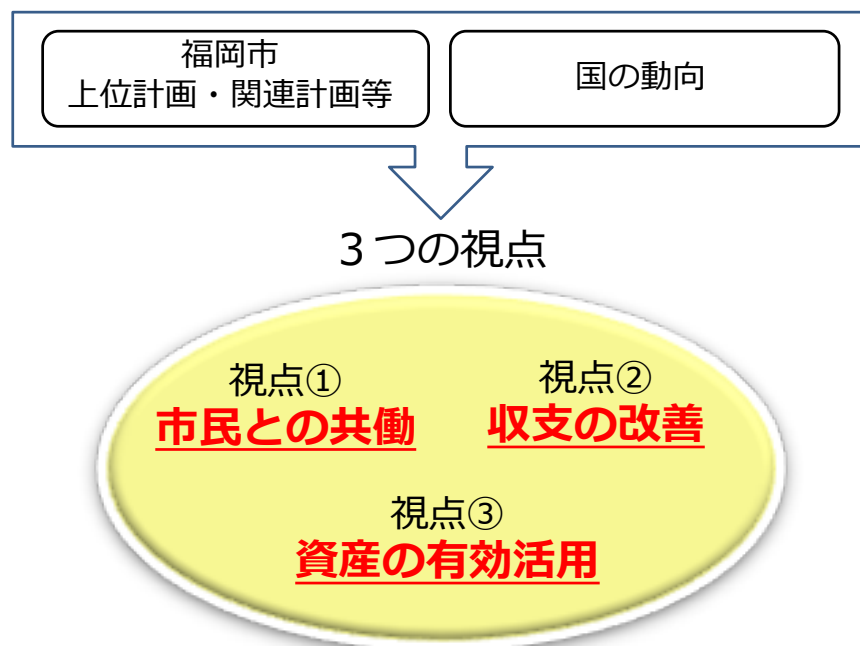
上位計画、関連計画及び国の動向などを受け、みどり行政においても少子高齢化や公共施設の老朽化、コミュニティの希薄化などといった大きな社会状況の変化や、成熟した社会における市民ニーズの多様化などへの対応が必要である。

そのためには、具体的に次の点が重要となる。

- 行財政改革プランを受け、「市民の納得と共感」「健全な財政運営」「チャレンジする組織改革」を基礎にしつつみどり行政全般を進めるとともに、特に市民との共働や歳入の積極的な確保、行政運営の効率化、公共施設等の見直しなどの視点を持つこと。
- 関連計画等を受け、地域住民の参画や担い手づくりなどの市民参加やコミュニティの醸成、ユニバーサルデザインの推進などの視点を持つこと。
- 国の動向を受け、ストック効果をより高める、民間との連携を加速する、都市公園を一層柔軟に使いこなすという視点を持つこと。

これらを整理すると、今後のみどり行政を進めるにあたって重視すべき点が、①市民との共働に関する視点、②収支の改善に関する視点、③資産の有効活用に関する視点であることが見えてくる。

図表5 上位計画等から重視すべき3つの視点



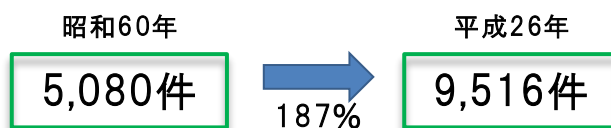
3. みどり経営を進めるにあたっての課題

① 市民との共働に関する主な課題

■ 多様な市民要望への対応の困難さ

- 市民の公園に関する要望は多様化しているにもかかわらず、火気使用や営利活動、バットを使ったボール遊びの禁止などの画一的なルールによって、細やかな対応ができていない。また、市民からの要望件数も増加している。
- 公園に対する利用ニーズは多様化してきているが、利用者ニーズと周辺住民ニーズが相反するケースも多く、対応がなかなか進まない状況がある。
- 官民協働事業や市民との共働を進めていくためには、規制緩和やルールの弾力的な運用が必要である。

図表 6 区役所所管公園に関する市民からの要望件数の増加



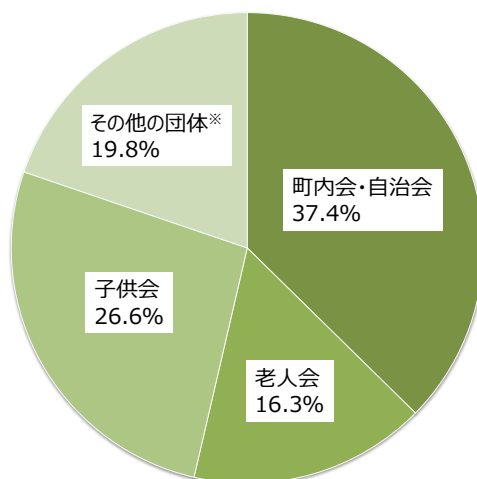
■ 公園利用の低下

- 維持管理が十分でない公園は、憩いや安らぎなどの価値を發揮できず、そのため公園の利用が低下している。
- 開発公園（都市計画法第 33 条，同施行令第 25 条に基づき設置）や狭小な幼児公園など，時間の経過とともに周辺環境が変化し，整備時に期待された役割・機能を終え，現在はほとんど利用されていない状況も見られる。

■ みどりの維持管理水準の低下

- 公園愛護会や地域内連携公園管理事業の活動の担い手のとして、町内会・自治会といった組織が主体となっているものは37.4%程度であり、多くは老人会や子ども会などである。(図表7)
- 老人会などの高齢者を主体とする団体については、高齢化の進行と後継者不足等が原因で、維持管理活動が継続できなくなってきた団体もある。
- 子供会を主体とする団体についても、少子化や価値観の多様化、コミュニティの希薄化等の影響から公園愛護活動が縮小する傾向にある。
- 愛護活動に対する現在の報償費では、活動を継続していくことに対し理解が得られない状況もあり、報償費の見直しが求められている。
- 街路樹や特別緑地保全地区の維持管理についても地域の力が期待されるところではあるが、公園愛護会のような体制が整っていない

図表 7 公園愛護会長の所属する団体等



※その他の団体には不明団体も含む
(各区分き取り調査結果)

■ 多様な民間活力の導入が不十分

- 他都市では、民間事業者に公園全体の運営管理を任せるとともに、集客イベントを認め収入を得ている事例もあり、福岡市においても積極的な民間活力の導入が必要である。
- 公園で民間事業者等がイベントを開催又はイベントへ参加しやすい仕組みが十分に確立されていない。
- 公園や街路における、市民や企業などによる花づくりは、これまでも行われてきたが、さらなる拡大が必要である。
- 民間事業者等が公園の維持管理を行う仕組みや活動財源を確保する制度が不十分である。

—市民との共働に関する課題への対応—

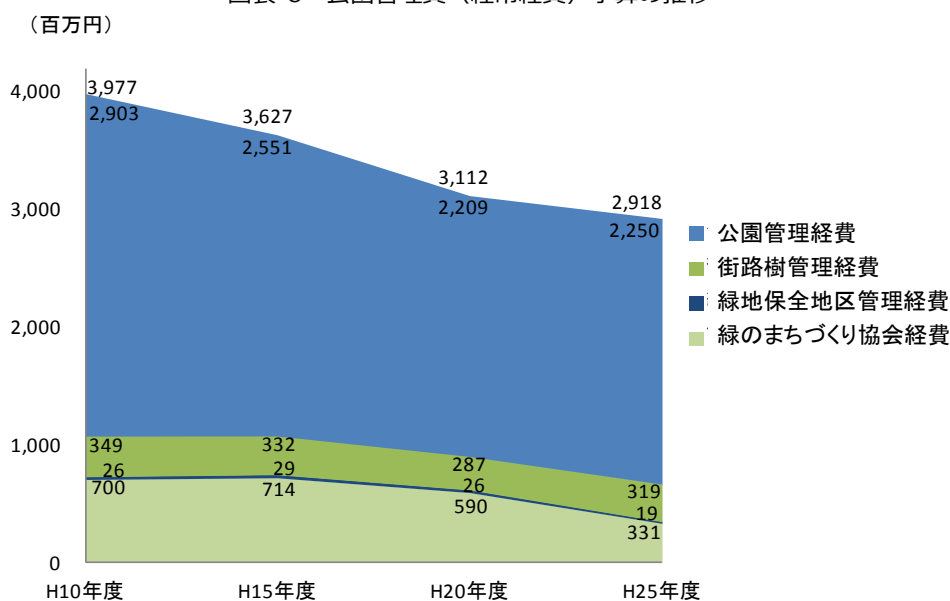
- ⇒ 規制緩和やルールの弾力的運用
- ⇒ 多様な市民ニーズに対応した、柔軟なみどり活用の仕組みづくり
- ⇒ 公園愛護会制度の見直しや、みどりの維持管理の新たな担い手の発掘・拡充
- ⇒ 公園や街路樹、特別緑地保全地区の管理・運営における、市民・企業等との共働の仕組みづくり
- ⇒ 民間活力による賑わいづくりや魅力づくり

② 収支の改善に関する主な課題

■ 困難な状況にある維持管理予算の確保

- これまでのみどり行政は、増やしていくこと、整備することに主眼が置かれてきた。厳しい財政状況の下、毎年予算の削減が続く中、維持管理のための財源の確保が困難な状況にある。(図表 8)
- 公園面積は増加している一方で、維持管理費は年々減少傾向にあり、維持管理水準を引き下げざるを得ない状況にある。
- 限られた財源、人員のなかで、市民の要望に十分応えられない状況があり、要望・クレームが多く寄せられる公園に多くの予算や人員を割かれ、要望・クレームのない公園は必要最低限の維持管理しかできない状況にある。
- 本市の公園は無料のものが大半を占めるが、使用料を徴収しているスポーツ施設でも、施設の老朽化への対応が十分でなかったり、市民の要望に応えられないなど、基本的な維持管理ができていない実態がある。

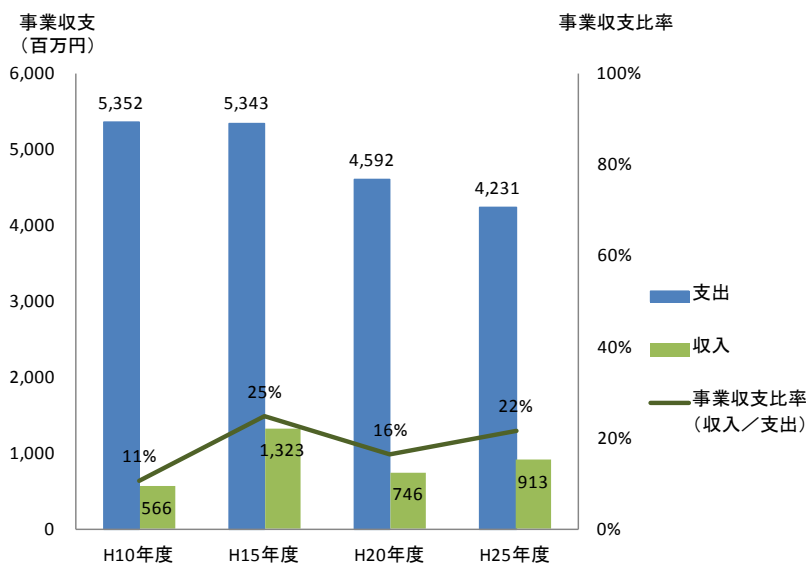
図表 8 公園管理費（経常経費）予算の推移



■ 低水準にある事業収支比率

- 平成 25 年度の公園管理費における歳入の割合（以下「事業収支比率」という。）は、22%となっている。（図表 9）
- 使用料・手数料を徴収している公園においても、事業収支比率が低い公園がほとんどである。

図表 9 維持管理経費に占める収入の割合（動植物園費を含む）



■ 維持管理業務の効率改善

- LED 照明灯などの一部の公園施設の整備においては、仕様の標準化がなされておらず、維持管理の効率化が不十分である。
- 肥大化している街路樹が増え、倒木や枝落ち、根上りなどの安全性の低下に加え、剪定等の経費が増加している。効率的な維持管理を行うためにも、街路樹の選択と集中が必要である。

■ 公園関連歳入の確保

- これまでのみどり行政において、収入によって維持管理費を賄うという視点が不足していた。
- 維持管理や設備の更新費用が増大しているのに対し、使用料等が長期間同額のままであり、適切な受益者負担の仕組みが確立されていない。
- 公園の使用料・占用料が一律で、土地の評価額を反映していないことや、禁止事項を一律に定め運用していることなど、民間活力導入に係る諸条件が画一的であり、収入を得る機会を阻害しているところがある。
- 多くの公園駐車場が無料であり、適切な受益者負担ができていない。

— 収支の改善に関する課題への対応 —

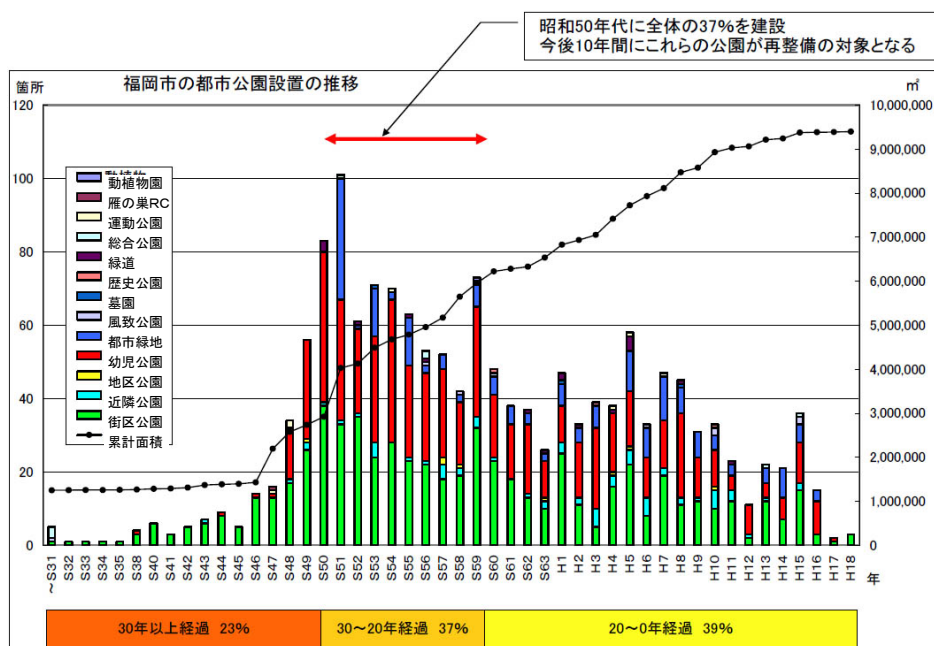
- ⇒ 使用料（料金，減免基準）の見直しやイベントの実施，官民協働事業などによる，新たな収入源の確保
- ⇒ 管理のさらなる合理化などによる管理費の抑制
- ⇒ 受益者負担の適正化

③ みどり資産の活用に関する主な課題

■ みどり資産の活用推進を阻害している要因

- 整備されてから数十年を数え、施設・設備の老朽化が顕在化する公園が増えてきており、遊具などでも安全性を考慮した結果、撤去せざるを得ないものや、使用中止としているものがある。
- 十分な維持管理がなされていないため、施設・設備が予想以上に早く傷んできている状況も見受けられる。
- 公園におけるユニバーサルデザインの導入が不十分であり、誰もが安心して利用できる空間になっていない。
- 今後、昭和50年代に整備された施設等の改修がさらに増加してくる。(図表10)
- 新規整備がこの10年で約8分の1に減少しており、今後も減少傾向が予想される一方で、再整備は約1.5倍に増加しており、今後も増加が見込まれる。
- 特別緑地保全地区については、急峻な地形等の危険箇所が多く、直接的に市民の安全が脅かされている箇所があると同時に、剪定等の要望に対して必要最小限の対応しかできていない。また、市民が直接利用でき、活用可能な場所は鴻巣山や香椎ヶ丘などに限られており、特別緑地保全地区がもつみどりの価値が十分活かされていない箇所が多い。
- 街路樹が本来発揮すべき機能、効果が管理水準の低下に伴い十分に得られていないだけでなく、樹木の生長に伴い運転手の死角となったり、歩道を暗くするなどの様々な問題によって、道路利用者の安全性を脅かしている状況が見られる。

図表 10 福岡市の都市公園設置の推移



出典：福岡市公園総点検・再整備計画策定基礎調査等業務委託報告書（H20）

■ 地域ニーズと公園機能の不整合

- 開発公園や幼児公園の中には、時間の経過とともに周辺環境が変化し、整備時に期待された役割・機能を終え、現在はほとんど利用されていない状況もみられる。(再掲)
- 公園に対する利用者ニーズは多様化してきているが、利用者と周辺住民のニーズが相反するケースも多く、両者のニーズに対応した施設整備等がなかなか進まない状況がある。

■ 多様な民間活力の導入が不十分

- これまで企業による公園の維持管理・運営への参画を積極的に促す取り組みを行ってこなかった。
- 指定管理者制度を導入している公園についても、民間のノウハウを活かしてより効果的・効率的に維持管理を行うという指定管理の趣旨を果たすための仕組みづくりが不十分である。さらに、予算縮減によって今後、指定管理料の減額の必要が生じると、将来的に、事業者からみた魅力を失い、担い手がいなくなる懸念が出てくる。
- 国が官民協働事業の導入を積極的に推進している中で、福岡市においては、導入が始まったばかりであり、今後一層の取り組みが必要である。

■ 他の公共施設との連携不足

- 公園に限らず、福岡市内の公共施設が同時期に更新時期を迎えている状況の中で、都市機能の向上を目的とした、他の公共施設との一体的な整備や活用などの検討が求められている。

—資産の有効活用に関する課題への対応—

- ⇒ ユニバーサルデザインの推進
- ⇒ 長期的な視野でのアセットマネジメントの推進
- ⇒ 利用状況などをふまえた公園の機能の付加や転換、統廃合
- ⇒ 民間のノウハウを活かす仕組みづくり
- ⇒ 他の公共施設との連携推進

④ みどり経営体制に関する主な課題

■ みどり経営に係る情報収集・発信の不足

- 公園をイベント等で積極的に活用してもらえるような情報発信が不足しているとともに、SNSの活用なども不十分であることから、公園に係る情報発信が一方のみとなっており、潜在する市民ニーズの把握ができていない。
- 公園利用者の満足度などの基礎データの収集や分析が十分になされていない。

■ みどり経営に係る組織や人材の未発達

- 職員の現場経験や知識の継承が不十分となっており、情報共有研修等による技術力の向上が必要である。
- 今後のみどり経営にあたっては、多様なニーズに的確に対応するため、他部局との連携が重要である。例えば、街路樹の維持管理においては、道路部局との連携が必要であり、地域コミュニティ活動の場である身近な公園においては、市民局や保健福祉局等と連携する必要がある。
- 職員の経営に対する意識が不足しており、経営意識の向上のために、計画部門から整備、維持管理部門までの連携強化が求められている。

—みどり経営体制に関する課題への対応—

- ⇒ 公園に係る情報の収集と発信手法の見直し
- ⇒ みどり経営を推進するための組織と人材づくり

4. みどり経営の基本理念

(1) みどり経営とは（基本理念）

■ これまでのみどり行政 ～創る・守る～

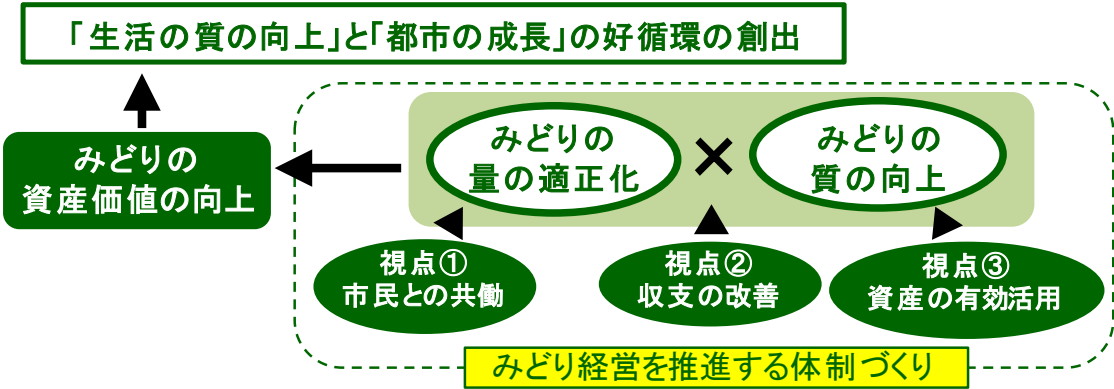
- これまでのみどり行政は、都市の発展とともに都市環境の改善が求められてきた背景から、公園や街路樹などのみどりの総量（みどり資産の量）を増やす取り組みを重視し、一定の成果を挙げてきた。（福岡市全体のみどりの資産価値は、みどりの総量を増やすことで達成してきたと言える）
- しかしながら近年、財政状況の悪化から、公園関連予算は減少し、これまでのような、みどりの総量を増やす取り組みを推進することは困難となってきた。
- また同様に、維持管理予算も逼迫していることから、維持管理水準が低下し、みどりに対する様々な市民ニーズに十分に対応できていない状況が見られる。（みどりの質の低下が懸念される）
- すなわち、今後のみどり行政において、みどりの量は増えず、みどりの質が低下することで、福岡市全体のみどりの資産価値を低下させる恐れがあると言える。

■ これからのみどり行政 ～創る・守る・活かす・育てる“みどり経営”～

- 今後は、限られた財源の中で、社会状況の変化や多様な市民ニーズに的確に対応することが求められる。
- そこで、これまでのみどりを「創る・守る」中心の観点に、「活かす、育てる」という観点を加えることにより、公園や街路樹等を「資産」として捉え、その価値を向上させる取り組みを重視していく。
- 「みどりの資産価値の向上」にあたっては、「市民との共働」「収支の改善」「資産の有効活用」の3つの視点から、みどり資産の量の適正化（抑制）と、みどりの質の向上を図る。
- さらに、この取り組みを推進するための体制づくりを図るなど、全体をマネジメントしながら進めていく。
- これらにより、福岡市が「第9次福岡市基本計画」において位置づける都市戦略「生活の質の向上」と「都市の成長」の創出を、みどり行政の面から実現させる。（図表 11）

「みどり経営の基本理念」
 市民との共働, 収支の改善, 資産の有効活用の3つの視点から,
 みどりの資産価値を向上することにより,
 生活の質の向上と都市の成長の好循環を創出します。

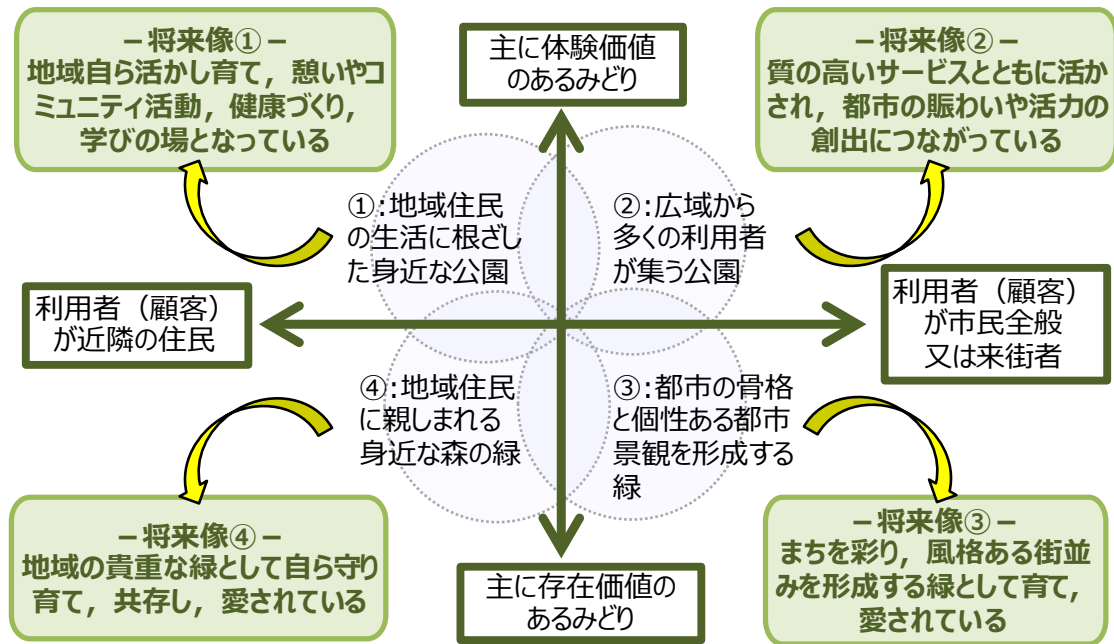
図表 11 福岡しみどり経営基本方針の基本理念の概念図



(2)みどりの資産価値の向上とは

- 「みどりの資産価値」とは、●●公園や▲▲緑地、■■通り街路樹などのような個々のみどり資産毎に異なる。
- 例えば、街区公園と総合公園ではその利用者層や来園目的で異なり、同じ街区公園でも住宅地にあるか都心部にあるかで異なる。また、街路樹は景観の面で都市全体の印象への影響度が大きいと考えられるし、樹林地は二酸化炭素の吸収やヒートアイランド現象の緩和など都市環境の改善への寄与度が他のみどり資産より大きい場合が多い。
- このように「みどりの資産価値」は、個々のみどり資産ごとに、どのような利用者なのか（顧客）、どのような価値が望まれるのか（ニーズ）により全て異なるため、「みどりの資産価値の向上」にあたっては、個々のみどり資産ごとに利用者と望まれる価値を把握しながら、効果的・効率的に施策を実施する必要がある。
- 本方針では、「みどりの資産価値」をどのように把握し、その向上に向けてどのように施策を実施するか検討する指標として、みどり資産を大まかに、4つに分類する。
- 利用者の観点から「広域」と「身近」に、望まれる価値の観点から「体験価値」と「存在価値」に分類すると、下記の通りとなる。
 - ① 地域住民の生活に根ざした身近な公園
 - ② 広域から多くの利用者が集う公園
 - ③ 都市の骨格と個性ある都市景観を形成する緑
 - ④ 地域住民に親しまれる身近な森の緑
- すなわち「みどりの資産価値の向上」とは、それぞれの分類における望ましい将来像を実現することであり（図表 12）、この実現に向け、効果的・効率的に施策を実施するものである。

図表 12 個々のみどり資産の目指す将来像 (=みどりの資産価値の向上)



(3) みどり資産の分類と望ましい将来像

① 地域住民の生活に根ざした身近な公園

- 主な利用者が徒歩で来られる、地域住民の生活に根ざした比較的小規模な公園

⇒ 幼児公園、街区公園、近隣公園

	幼児公園	街区公園	近隣公園	合計
公園面積	21	157	118	296ha
公園数	633	700	73	1,406カ所

(平成 27 年 4 月 1 日時点)

－ 身近な公園の目指す将来像① －

地域自ら活かし育て、憩いやコミュニティ活動、健康づくり、
学びの場となっている

- 公園が、地域住民や多様な主体により運営管理され、これまでできなかった様々な利用や取り組みが地域により自律的に行われており、子どもから高齢者まで多くの住民が集い・憩い、子育てや学び、健康づくりの場となるとともに、地域コミュニティの拠点として、地域の財産となっている。

② 広域から多くの利用者が集う公園

- 主に広域からの利用者を想定した、比較的大規模規な公園
- 都心部等にあり、広域から多くの人が集まる公園
 - ⇒総合公園，運動公園，歴史公園など（指定管理者管理公園）
 - ⇒地区公園
 - ⇒都心部の公園（警固公園、水上公園など）
 - ⇒動植物園

指定管理者管理公園

東平尾公園，楽水園，舞鶴公園，友泉亭公園，桧原運動公園，西部運動公園，今津運動公園，月隈北緑地，松風園，西南杜の湖畔公園，小戸公園，生の松原海岸森林公園，青葉公園，アイランドシティ中央公園，雁の楽レクリエーションセンター，かなたけの里

地区公園

汐井公園，名島運動公園，箱崎公園，香椎浜公園，山王公園，大井中央公園，上月隈中央公園，百道中央公園，西油山中央公園，生松台中央公園

（平成 27 年 4 月 1 日時点）

－ 広域から利用者が集う公園の目指す将来像②－

質の高いサービスとともに活かされ、都市の賑わいや活力の創出に

つながっている

- 公園が様々な目的で利用できる場となり、都市の魅力向上に寄与している。
- それぞれの公園が様々な特色を持ち、「〇〇公園といえば〇〇が素敵だ」というように多くの市民が認知し、誇りに思うとともに、公園と周囲のまちそれぞれの特色がデザインの、機能的に互いに影響し合っている。
- 大規模な公園では、多様な自然が巧みに配置され、都市の中で豊かな自然環境を享受できるとともに、「憩う」、「休む」、「集う」、「運動する」、「食事する」など様々な利用ニーズに対応した機能が充実し、公園の特性を活かしたイベントが頻繁に開催されている。
- 市民が“公園ファン”となって建設的な提案を市に行い、そのフィードバックによって公園の質が時間と共に向上する市民との共働の仕組みが充実している。
- 公園への民間事業者参入が促進された結果、新たな公園の魅力が生み出されている。

③ 都市の骨格と個性ある都市景観を形成する緑

- 都市の骨格と個性ある都市景観を形成する緑

⇒福岡市の所管する街路樹（199万本）

⇒中央緑地帯，博多の森丘陵地など

（平成27年4月1日時点）

－都市の骨格と景観を形成する緑の目指す将来像③－ まちを彩り，風格ある街並みを形成する緑として育て，愛されている

- 街路樹や街路花壇が主役となり，個性的な道路景観が形成され，都市に潤いを与え，緑豊かな美しい都市空間を演出している。
- 街路樹や街路花壇が市民によって大切に守られ・育てられ・愛されることで，樹木本来の姿を堂々と表現している。
- 都市の骨格を形成する緑地帯が市街地の背景として美しく佇み，都市生活を送っている市民が緑を身近に感じている。

④ 地域住民に親しまれる身近な森の緑

- 樹林地等，まとまった自然的環境を有し，地域の環境の質を高める緑
 - ⇒特別緑地保全地区（71カ所，117.5ha）市有特別緑地保全地区は48カ所
 - ⇒市民緑地（2カ所，3ha）
 - ⇒都市緑地（185カ所，97ha）

（平成27年4月1日時点）

－身近な森の緑の目指す将来像④－

地域の貴重な緑として自ら守り育て，共存し，愛されている

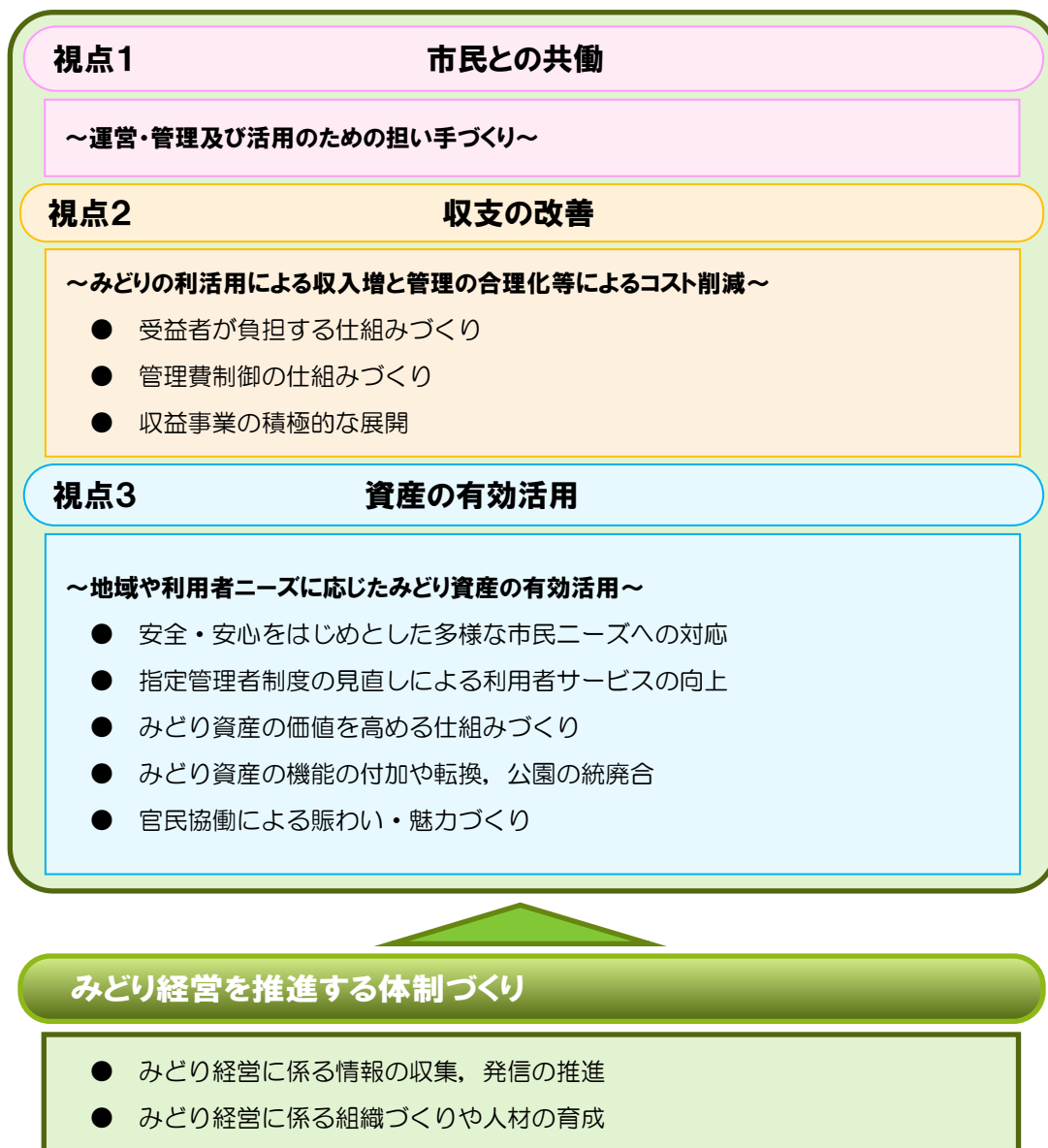
- 市街化区域内に残された，身近な生き物とのふれあいの場である良好な樹林地を市民と行政が協力して保全し，その豊かなみどりを市民が享受することで，自然と共に生きている実感を感じたり，自然教育の場として活用されている。
- 都市の中においても，生き物たちが本来の生態系の中で暮らし，市民がこれを守っている。
- 子どもの時に遊んだ地域の森がいつまでも変わらぬ姿を留めている。

5. みどり経営の施策展開

(1) みどり経営の3つの視点における施策

- 「みどりの資産価値の向上」に向けて具体的な施策を実施するにあたっては、「みどり経営の基本理念」に則り、「市民との共働」「収支の改善」「資産の有効活用」の3つの視点から、効果的・効率的に施策を実施する。
- また同時に、みどり経営を推進するための体制づくりを行いながら、全体をマネジメントする。
- 本方針では、重点的に取り組む施策・事業を示す。

図表 3 みどり経営基本方針の施策体系



視点1 市民との共働 ～運営・管理及び活用のための担い手づくり～

(現状と課題)

- 公園愛護会は約8割の公園で組織されているが、愛護会の担い手の約4割が老人会や子ども会であり、活動している老人会の会員の高齢化や後継者不足、少子化による子ども会の会員数の減少などにより愛護活動が低迷している。
- そこで従来からの愛護活動にくわえ、維持管理活動の共働をさらに進める制度として、地域内連携公園管理事業を立ち上げ、徐々にその数も増えている。
- 今後、公園の維持管理水準を向上していくためには、さらなる市民との共働の取り組みを進めることが必要であり、愛護活動の支援と合わせて、NPOや市民グループ、学校等を新たな担い手として取り込むことが必要である。
- 公園等におけるさらなる賑わい・魅力づくりを行うためには、公園の愛護活動などに加え、企業・NPOとの共働による民間活力の導入が不可欠である。
- 街路においては、現在フラワーハートシティ事業やてらす花壇など市民や企業との共働を進めているが、今後はNPOなども含めたさらなる共働による取り組みが必要であるとともに、特別緑地保全地区においても市民との共働の仕組みづくりが必要である。
- 不足する維持管理費を補うためには、企業CSRや寄付、協賛を促すためのインセンティブの仕組みづくりが必要である。
- 同時に、企業等が公園を活用したイベントの開催又はイベントへの参加を促す仕組みづくり（規制緩和等）を行うことが必要である。
- 緑のコーディネーターの育成など市民が活躍できる場をつくることにより、市民との共働による緑のまちづくりはこれまで進められてきたが、さらなる取り組みが必要である。

— 具体的な事業 —

- **公園愛護会や地域内連携公園管理事業の見直し(検討)**
 - ◇ 活動内容や活動区分、報償費を見直すとともに、用具・技術指導等の支援や企業等の協賛、NPOによる活動の支援などの新たな手法についても検討する。



写真 1 公園愛護活動実施状況（早良区）

- **コミュニティパーク事業の推進(新規・重点プロジェクト)**

- ◇ 地域による公園の利用ルールづくりと自律的な運営・管理を行うことで、地域の力によって、市民にとって使いやすい公園を目指すとともに、自主的な運営管理により地域コミュニティの活性化を図るための、コミュニティパーク事業を推進する。

- **地域へのアドバイザー派遣(検討)**

- ◇ コミュニティパーク事業や公園愛護活動において、技術面や維持管理面さらには公園の利活用に関する専門家をアドバイザーとして派遣する制度を検討する。

- **街路樹アダプト制度の導入(検討)**

- ◇ 道路下水道局と連携しながら、街路樹の維持管理を市民、企業等との共働により行うアダプト制度の導入を検討する。

- **特別緑地保全地区保全・活用の推進(新規・重点プロジェクト)**

- ◇ 特別緑地保全地区における保全活動や教育の場などとしての活用、公園愛護会に類似した仕組みづくりなどの検討などを行う。

- **企業の地域貢献を促す仕組みづくり(検討)**

- ◇ 企業の地域貢献に対し、インセンティブ等を与え共働したくなるような仕掛けを検討する。

- **市民・企業との共働による花のまちづくりの推進(継続・重点プロジェクト)**

- ◇ だれでも気軽に花のまちづくりに参加できる共通理念として「フラワーシップ」を掲げ、福博花しるべ、スポンサー花壇、フラワーハートシティ事業などの既存事業と連携しながら活動参加者と支援企業の増加を目指す。

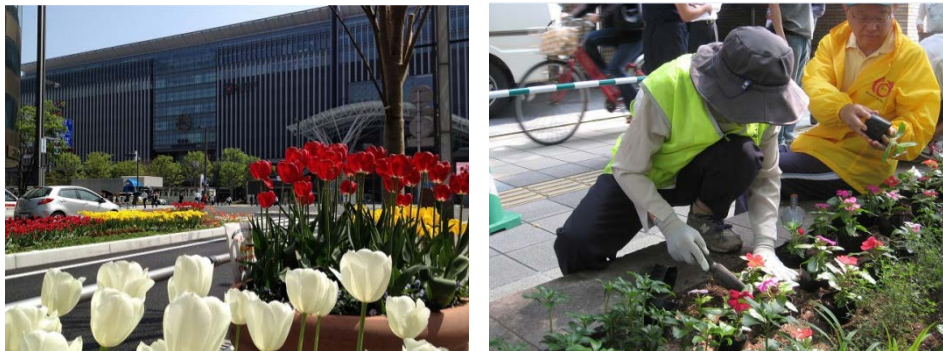


写真 2 フラワーハートシティ事業による花壇づくりの様子

- **動植物園における民間活力導入の推進(継続)**

- ◇ 動物サポーター、植物園友の会等の推進、企業等との共働による活動等を推進する。

- **市民・企業による寄付や協賛事業の展開(新規・継続)**

- ◇ 市民・企業による、ベンチ等施設の寄付を募る仕組みづくりや、イベントへの協賛を得るための取り組みを積極的に展開する。

- **イベントが開催しやすい仕組みづくり(検討)**

- ◇ 民間(企業やNPO等)による公園等を活用したイベントの開催又はイベントへの参加を促す仕組みを検討する。



写真 3 公園を活用したイベント実施例 (FUKUOKA MACHI CAMP PARTY 舞鶴公園)

- **多様な人材の活躍の場づくり(継続・検討)**

- ◇ 緑のコーディネーター制度の発展(緑のマイスター制度)、みどりに関するアドバイザー制度(人材バンク)等、多様な人材のさらなる活躍の場づくりを行う。

視点2 収支の改善

～みどりの利活用による収入増と管理の合理化等によるコスト削減～

受益者が負担する仕組みづくり

(現状と課題)

- 公園条例に定めている有料公園施設使用料や都市公園法 5 条における設置管理許可にかかる土地の使用料については、これまでも見直されてきてはいるものの、収支の改善を意識した取り組みがほとんどなく、その見直しの頻度や、使用料収入でどの程度の維持管理費を賄うかなどの明確な基準を定めていなかった。
- また、今後、積極的に民間活力の導入を進めていくにあたり、現状の固定的な土地の使用料（例えば売店であれば 900 円/㎡・月、その他の利用であれば 500 円/㎡・月）では、公園の立地条件や導入施設によっては、使用料が高すぎて民間事業者が参入できない、逆に立地条件が良い割には使用料が低すぎて市が得られる利益を逸しているなどの問題が生じる。
- 公園の駐車場などは無料である場合が多く、維持管理費が逼迫している中では、これらの有料化による適切な受益者負担の必要性が高まっている。

— 具体的な事業 —

● 使用料や占用料の見直し(検討・重点プロジェクト)

- ◇ 維持管理費に占める使用料や収入の割合、地域性（公園の特性）を考慮した使用料の定期的な見直し、有料施設の収支のあり方検討を行うとともに、公園の立地条件や導入施設に応じた使用料、占用料（福岡市公園条例第 6 条及び第 13 条）設定の見直しを検討する。

● 駐車場有料化の推進(継続・重点プロジェクト)

- ◇ 公園施設としての駐車場の有料化を推進する。



写真 4 公園駐車場有料化の実施例（百道中央公園）

管理費抑制の仕組みづくり

(現状と課題)

- 公園管理費が毎年削減され、経常経費が一律に削減されているため、公園や街路樹、特別緑地保全地区などにおける必要最低限の管理水準を維持することができない状況にある。
- 管理水準の維持のため、今後一層のコスト削減についても検討する必要がある。
- 野球場等の有料施設に係る管理費は、事業収支比率が極めて低いにもかかわらず、これまで管理手法について検討がなされていないため、今後、管理手法について見直しが必要である。
- 整備にあたっては、これまで公園施設標準設計図集を用い、施設等の標準化による効率的な維持管理に努めてきたところであるが、維持管理費の削減を背景に、より効率的に維持管理できる整備が必要である。

— 具体的な事業 —

● 公園再整備事業の推進(継続)

- ◇ 公園施設標準設計図集等の定期的な見直しを行うなど、さらなる仕様の標準化により、管理費を抑制した再整備を進める。



写真 5 公園再整備事業 (左：整備前，右：整備後)

● 街路樹再整備方針の策定(新規・重点プロジェクト)

- ◇ 街路樹として適正な植樹間隔を確保し、歩道幅員に関する基準を定めるとともに、管理方法の検討、複数年契約の導入等、維持管理コストの削減も視野に入れた街路樹の再整備方針を策定する。



写真 6 都市景観を形成する街路樹（右：根上りによる不陸発生状況）

- **特別緑地保全地区保全・活用の推進(再掲:新規・重点プロジェクト)**

- ◇ 特別緑地保全地区の保全・活用の推進し、公園愛護会に類似した仕組みづくりなど、維持管理コストの削減を検討する。

- **管理手法の見直し(検討)**

- ◇ 複数公園の一括での指定管理や街路樹維持管理の複数年契約、さらには有料施設を有する公園の維持管理の仕組みの見直しなど、維持管理コストの縮減や効率化等の検討を行う。

収益事業の積極的な展開

(現状と課題)

- 都心部の公園や運動施設等を有する公園については、交通アクセスが良く、広域から多くの利用者が訪れるなどの特性を活かした取り組みがこれまで以上に必要である。
- 今後は、みどりの資産価値を高め、利用者数の増加と利用者の満足度を高めることを成果目標として、例えば利用ニーズの高いカフェやレストランなどの利便施設を民間活力の導入により整備・運営するなど、官民協働事業を積極的に推進する必要がある。
- 官民協働による具体的な事業に取り組み、実績を積み上げることで、官民の役割分担や事業者選定のプロセス、官民双方にメリットのある事業スキームを確立することが必要である。
- 土日・平日料金設定や優先予約に対する割増制度などの多様な料金設定や民間事業者による柔軟な営業時間の設定が可能となるような仕組みづくりが必要である。

— 具体的な事業 —

● 民間企業参画の促進(継続・重点プロジェクト)

◇ 西南社の湖畔公園，水上公園，高宮南緑地など，それぞれの公園の特性を活かした官民協働事業（PPP）の推進や自動販売機設置の推進，ネーミングライツ，公園内への広告物の掲示など，収益の増加や維持管理費の削減を図る。

● イベントが開催しやすい仕組みづくり(再掲:検討)

◇ 公園等で民間（企業やNPO等）がイベント等へ参加しやすくするための仕組みづくりを行い，合わせてイベント収入を維持管理費へ還元する仕組みづくりを検討することで，維持管理費の確保を図る。

視点3 資産の有効活用

～地域や利用者ニーズに応じたみどり資産の有効活用～

安全・安心をはじめとした多様な市民ニーズへの対応

(現状と課題)

- 福岡市は「ユニバーサル都市・福岡」をまちづくりの目標像として掲げ、少子高齢化の中、高齢者が安心して暮らせる環境づくりや、子どもを安心して生み、育てられる環境づくりに係る施策を展開している。
- みどり資産の活用においても、ユニバーサルデザインを推進する観点からの取り組みを進め、年齢や性別、能力、背景等に関わらず、誰もが利用しやすく、かつ満足度が得られる施設・設備として整備・運用していく必要がある。
- 樹木の生長や施設の老朽化により、見通しが悪く、暗い印象の公園や特別緑地保全地区が多く、防犯面からも施設の改善が求められている。
- 街路樹の生長に伴う歩道の根上りや照明灯の遮光、通行阻害、落葉などの問題への対策が求められている。
- 少子高齢化に伴い、継承者を必要としない墓所へのニーズが高まっているが、市立霊園においては新たなニーズに対応できる墓所の整備が進んでいない。

— 具体的な事業 —

- **公園再整備事業の推進(再掲:継続)**
 - ◇ 公園の再整備において、バリアフリーや犯罪が起こりにくい公園整備を推進するとともに、樹木整理などの防犯対策を検討する。
- **ユニバーサルデザインに適合した整備の推進(検討)**
 - ◇ 利用者の多い公園等において、ユニバーサルデザインに適合した整備を推進していくとともに誘導サインや案内サインの設置についても多様なニーズへの対応を検討する。
- **街路樹再整備方針の策定(再掲:新規・重点プロジェクト)**
 - ◇ 街路樹の生育空間を確保することや、管理方法の検討、複数年契約の導入等、街路樹の再整備のための方針を策定する。
- **特別緑地保全地区保全・活用の推進(再掲:新規・重点プロジェクト)**
 - ◇ 特別緑地保全地区を対象に、地域性などを考慮した緑地毎の保全・活用の推進を図る。

- **市立霊園における新たな形態の墓所の検討(検討)**

- ◇ 新たな市民ニーズに対応した、継承を前提としない新たな形態の墓所の整備について検討する。

指定管理者制度の見直しによる利用者サービスの向上

(現状と課題)

- 平成 18 年度からの指定管理者制度の導入により民間事業者の創意工夫による公園の管理運営が行われており、サービスの向上や指定管理者による自主事業の実施など、一定の成果が得られている。
- 同じ事業者が 3 期目に入るなど、契約期間が長期間することで、事業者のノウハウが蓄積され、サービスの向上が期待されるものの、一方では、新規事業者の参入を妨げているといった問題もある。
- 限られた指定管理料では必要最低限の維持管理を行うことが限界であり、市民サービスの向上につながるような、より魅力的なサービス提供のための企画、実施については不十分である。
- 市民との共働をさらに推進していく上では、指定管理者の創意工夫を引き出し、指定管理者が地域と深くつながり、市民を巻き込んでいける体制づくりが必要である。
- このため、指定管理者の創意工夫により管理運営を積極的に展開できるように、インセンティブを与える仕組みづくりに取り組む必要がある。

— 具体的な事業 —

- **指定管理者制度の見直し・拡充(検討)**

- ◇ 指定管理者の創意工夫を促すためのインセンティブの仕組みや、管理運営の評価基準等の検討を行い、より一層の利用者サービスの向上を図る。また、指定管理者が管理する公園で収益を上げる自主事業の拡充や利用料金制の導入についても検討を行う。



写真 7 指定管理者による自主事業（雁の巣レクリエーションセンター）

みどり資産の価値を高める仕組みづくり

（現状と課題）

- 福岡市の都市公園は昭和 50 年代に全体の約 37%を建設しており、今後 10 年間にこれらの公園が再整備の対象となる。
- 限られた財源の中で、安全・安心やみどりの量の維持など、公園の基本的な価値を維持すると同時に、みどりの付加価値を高めるなど、みどりの資産価値を維持・向上するために、計画的に再整備を進めていく必要がある。
- 公園の再整備は、市民ニーズの把握や維持管理費用の削減に寄与する機会であるとともに、ユニバーサルデザインの導入など、みどりの資産価値を高める機会である。
- しかしながら、整備費削減を背景に、例えばワークショップで把握した地域のニーズに対して、求められるサービスを提供することが困難な状況にあるなど、必ずしも資産価値の向上を達成できていない事例がある。
- また街路樹や特別緑地保全地区においては、安全性や管理の容易性、市民の利用に配慮した整備が十分なされているとは言えない。
- 再整備においては、「視点1 市民との共働」や「視点2 収支の改善」の取り組みと関連付けて、市民ニーズを把握する仕組み・体制を検討するとともに、サービス水準の向上と維持管理費用の縮減が達成できる整備内容とすることが必要となる。

— 具体的な事業 —

- **公園施設長寿命化計画の策定・推進(継続)**
 - ◇ 計画的な施設管理・更新を行うための公園施設長寿命化計画を策定・推進する。

- **公園再整備事業の推進(再掲:継続)**
 - ◇ 計画的に公園を再整備していくために、整備内容や優先順位等を示した、公園再整備計画（部分再整備を含む）を検討する。

- **施設更新計画の策定(検討)**
 - ◇ 遊具等の公園施設の更新時期の把握をする。また、建物や設備の更新を適切な時期に実施できるよう大規模公園等の備品更新等を含め、施設の利用休止期間などを考慮した施設更新計画を策定する。

- **動植物園の再生(継続)**
 - ◇ 福岡市動物園が昭和 28 年に、また植物園が昭和 55 年に開園しており、老朽化した施設に対するリニューアルを順次行っていく。

- **地域ニーズの適切な把握による整備・管理運営(継続)**
 - ◇ 地域ニーズを踏まえた特徴ある公園づくりや、地域で運営管理する体制づくりを含めたワークショップのあり方を検討する。

- **街路樹再整備方針の策定(再掲:新規・重点プロジェクト)**
 - ◇ 街路樹の生育空間を確保することや、管理方法の検討、複数年契約の導入等、街路樹の再整備のための計画を策定する。

- **特別緑地保全地区保全・活用の推進(再掲:新規・重点プロジェクト)**
 - ◇ 特別緑地保全地区を対象に、生息している生物の調査を行い、その情報を公表するとともに、教育の場等としての活用を図るなど、保全・活用を推進する。

みどり資産の機能の付加や転換、公園の統廃合

(現状と課題)

- 公園の周辺地域の環境の変化や施設・設備の老朽化などにより、利用者が少ない公園については、更新時期に、再整備の検討とあわせて、用途・機能の付加や統廃合の必要性についても検討を行う必要がある。
- 利用者数や立地条件など地域の実情をふまえ、必要に応じて適切な場所に移転することを検討する必要がある。
- 公園の再整備にあたっては、他の公共施設の更新等、周辺状況の変化にも連動し、公園を含む地域一体として都市機能を向上することが必要である。
- 公園や街路樹の落葉はごみとして処分してきたが、これも資産として捉え有効

利用を図る。

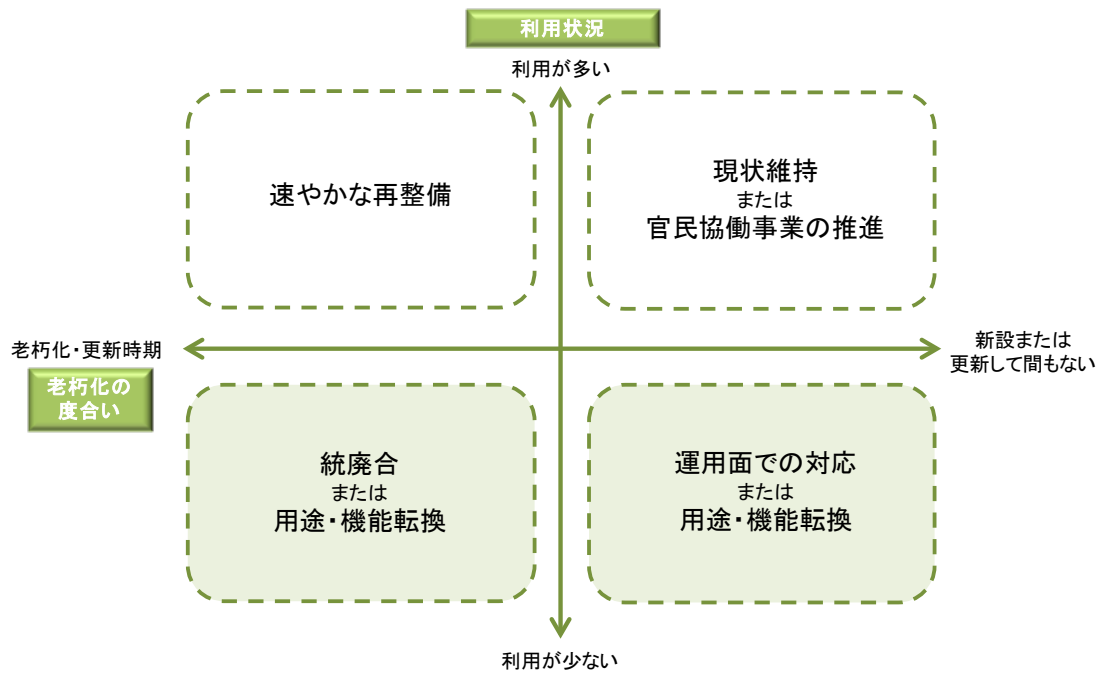
— 具体的な事業 —

- **公園の機能分担(検討)**
 - ◇ 地域との協議に基づき、校区内の複数の公園に対し、ボール遊びのできる公園や憩いの公園、子供のための公園などの役割を持たせることで、機能分担を行うことを検討する。

- **公園への機能の付加や転換(検討)**
 - ◇ 地域の現況やニーズにより、市民農園や花壇・圃場、パークハウスの設置等、用途や機能の付加や転換を検討する。

- **公園の統廃合(検討)**
 - ◇ 換地・交換等により、周辺土地利用と調和した適切な公園配置を検討する。

図表 13 公園の統廃合や用途・機能転換の考え方



- **他の公共施設との連携(検討)**

- ◇ 公共施設の建て替えや都市機能の再編等の機会を捉えて、公民館や体育館などの公共施設等との一体的整備により公園機能の向上を図る。

- **落葉の有効利用(検討)**

- ◇ 公園内に落葉の集積場を設け、堆肥として有効活用できる仕組みの検討を行う。

官民協働による賑わい・魅力づくり

(現状と課題)

- 限られた財源の中で、福岡市の目指す「生活の質の向上」と「都市の成長」の好循環を創り出すためには、行政による支出だけではなく、民間活力を導入するなど、企業等との共働により進めることが必要である。
- これまでの公園における民間活力の導入については、例えば、平成 18 年度からの指定管理者制度の導入により民間事業者の創意工夫による公園の管理運営を行いサービスの向上が図られるなど、一定の成果が得られている。
- 一方で、大濠公園での民間事業者によるカフェの設置など、他自治体において、民間活力導入により賑わいや魅力づくりが図られている事例が増えてきており、福岡市においても、民間による利活用の可能性を持った公園において同様の取り組みを行い、公園のさらなる賑わいづくり、魅力づくりを積極的に進める必要がある。

— 具体的な事業 —

- **官民協働事業(PPP)の推進(再掲:継続・重点プロジェクト)**

- ◇ 西南杜の湖畔公園，水上公園，高宮南緑地など，みどり資産の再整備等において，民間提案型の事業を積極的に推進する。



写真 8 官民共働事業実施例（左：西南杜の湖畔公園）と実施予定箇所（右：高宮南特別緑地保全地区）

- **イベントが開催しやすい仕組みづくり(再掲:検討)**

- ◇ 民間（企業やNPO等）による公園等を活用したイベントの開催又はイベントへの参加を促す仕組みを検討する。

(2)みどり経営を推進する体制づくり

① みどり経営に係る情報の収集・発信の推進

(現状と課題)

- 市内の各公園に関する特徴や位置等に関する情報は、既にホームページ等により市民に対して一定程度、提供している。
- しかしながら、公園の利用者数や利用者の満足度など、みどり資産価値を判断するために必要な基礎データの収集や分析については、十分なされていない。
- 今後は、周辺地域に公園に関する市民ニーズや利用者の満足度、利用頻度など、これまで把握してこなかった利用者目線での情報を収集し、その分析結果を組織全体にフィードバックすることで、施策目標の達成に寄与する事業に重点的に取り組む必要がある。
- そのためにも、一方向の情報発信だけでなく、SNSを活用するなど、市民や企業等との関係性を深めることができる情報発信が必要となる。
- また広域からの利用者を期待したい一定規模以上の公園については、必要な施設整備の検討も含め、集客に寄与する積極的なプロモーションが必要である。

— 具体的な事業 —

- **利用者の満足度や利用状況などを把握するためのモニタリング手法の確立(検討)**
 - ◇ 公園モニター制度など、定期的に情報を収集するための市民との共働による運営体勢づくりやモデル公園での試行的な取り組みを検討する。(公園人気投票など)
 - ◇ 利用状況や市民ニーズ(苦情)などのデータを収集・分析し、再整備等にフィードバックする仕組みをつくる。
- **みどり資産の活用や維持管理の情報などの発信(検討)**
 - ◇ 出前講座やマスコミへの情報発信などに加え、市民活動やNPO・企業との連携、イベント、維持管理に関する情報等を、ホームページやSNSの活用などにより発信する。

② みどり経営に係る組織づくりや人材の育成

(現状と課題)

- 職員の現場経験や知識の不足，情報の共有不足により，維持管理コストの縮減に効果的な整備ができていない状態である。
- 街路樹や他部局の所管する公共施設については，事前協議を行うなど整備水準の均一化に成果を上げてきたが，他部局との連携が不足した結果，街路樹などでは維持管理上不都合な整備がなされている現状がある。
- 職員の経営意識の醸成が必要である。例えば，「共働によるまちづくり」や「費用対効果の向上」，「条例改正等も視野に入れたルールの変更や弾力的運用」などの意識改革を行うことが重要である。

— 具体的な事業 —

● 職員の経験・知識・情報の共有(継続)

- ◇ 維持管理業務の区直轄化により，区役所職員の現場経験の機会が増えたことを活かし，得られた知識や経験を蓄積し，これらを整備部門へも共有していくことで，さらなる職員の技術力向上や効率的で効果的な維持管理，公園整備を行う。

● 他部局との連携(検討)

- ◇ 公園部局だけでなく市民局，保健福祉局，経済観光文化局，道路下水道局，各区役所などと連携を図り効果的・相乗的に事業を展開する。

● 職員のみどり経営に関する情報共有と育成(検討)

- ◇ みどり経営に関わる情報を共有するとともに検証を行い，職員ワーキングを継続し，研修と意識改革に挑戦する。

● 維持管理及び整備の核となる人材の育成(検討)

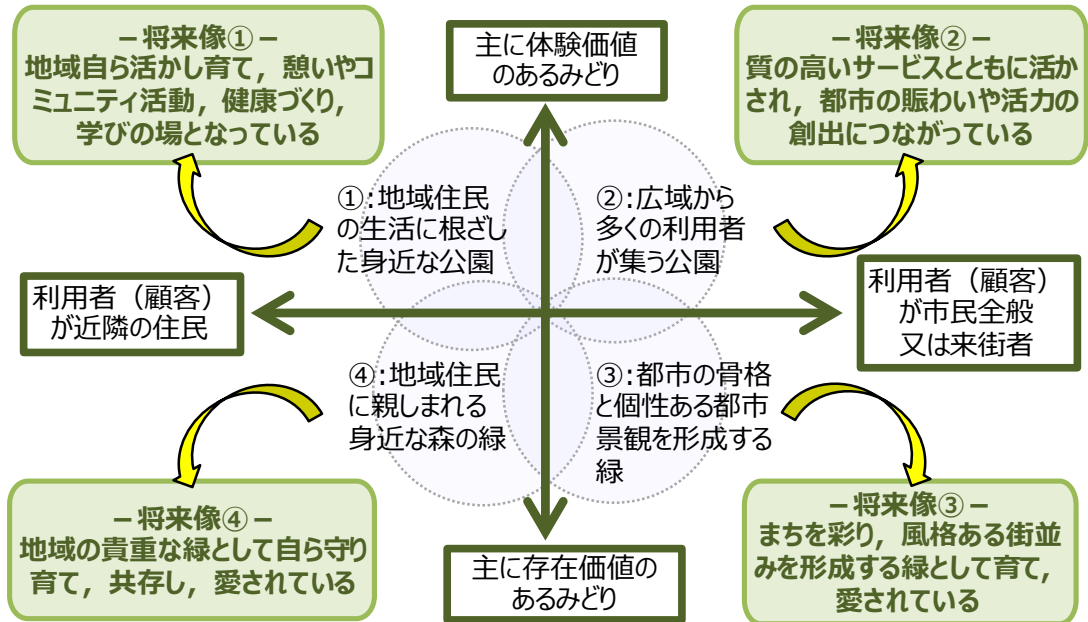
- ◇ 維持管理及び整備に精通した核となる人材を育成し，造園技術の継承を行う仕組みづくりが必要である。

6. みどり資産の分類毎の将来像実現に向けて

4章のとおり、「みどりの資産価値の向上」とは、個々のみどり資産毎に、利用者（顧客）と望まれる価値（ニーズ）を把握しながら、望ましい将来像を実現することであり、当然、実施すべき施策は、個々のみどり資産毎に異なる。そのため、5章の具体的事業の全てを、全てのみどり資産に対して実施するのではなく、取捨選択しながら、効果的・効率的に実施していく必要がある。

本章では、4章で大まかに4つに分類したみどり資産毎に、どの事業を実施すべきか分類した。また、その中からさらに「重点プロジェクト」と「その他一般事業」とに分類し、「重点プロジェクト」については、次期「緑の基本計画」策定までの間に特に重点的に取り組みを進める。（図表 15）

図表 14 個々のみどり資産の目指す将来像 (=みどりの資産価値の向上)



図表 15 各分類における重点プロジェクトとその他一般事業

みどり資産の分類	みどり資産の対象	目指す将来像	重点プロジェクト	その他の一般事業
地域住民の生活に根差した身近な公園	幼児公園 街区公園 近隣公園などの身近な公園	地域自ら活かし育て、憩いやコミュニティ活動、健康づくり、学びの場となっている	・コミュニティパーク事業の推進	・公園愛護会や地域内連携公園管理事業の見直し ・地域へのアドバイザー派遣 ・企業の地域貢献を促す仕組みづくり ・管理手法の見直し ・地域ニーズの適切な把握による整備・管理運営 ・他の公共施設との連携 ・公園の機能分担 ・公園への機能の付加や転換 ・公園の統廃合
広域から多くの利用者が集う公園	大規模公園 動植物園 歴史公園 都心部の公園など	質の高いサービスとともに活かされ、都市の賑わいや活力の創出につながっている	・官民協働事業(PPP)の推進 ・駐車場の有料化の推進 ・使用料や占用料の見直し	・指定管理制度の見直し、拡充 ・管理手法の見直し ・ユニバーサルデザインに適合した整備の推進 ・施設更新計画の策定 ・市民、企業による寄付や協賛事業の展開 ・他の公共施設との連携 ・民間企業参画の促進 ・イベントが開催しやすい仕組みづくり ・多様な人材の活躍の場づくり ・動植物園における民間活力導入の推進 ・動植物園の再生 ・市立霊園における新たな形態の墓所の検討
都市の骨格と個性ある都市景観を形成する緑	街路樹 中央緑地帯 博多の森丘陵地など	まちを彩り、風格ある街並みを形成する緑として育て、愛されている	・街路樹再整備方針の策定 ・市民・企業との共働による花のまちづくりの推進	・街路樹アダプト制度の導入 ・落葉の有効利用
地域住民に親しまれる身近な森の緑	特別緑地保全地区 都市緑地 市民緑地など	地域の貴重な緑として自ら守り育て、共存し、愛されている	・特別緑地保全地区保全・活用の推進	

■重点プロジェクト

本方針において、特に重点的に取り組む事業については、次のとおりである。(図表 16)

図表 16 重点的に取り組む事業



利用者（顧客）が近隣の住民

利用者（顧客）が市民全般又は来街者